

最高裁秘書第3302号

令和4年11月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書不開示通知書

令和3年7月13日付け（同月15日受付、第030367号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

修習資金の返還に関する納入告知書の誤送付（令和3年7月発表分）を理由とする懲戒処分を受けた者に対する懲戒処分書、処分説明書及び被処分者の受領書

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報（行政機関情報公開法第5条第1号に相当）及び公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関情報公開法第5条第6号ニに相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

担当課 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）